

（参考）変更届への添付書類一覧

次の変更事由に該当する場合は、変更届出書及び付表に次の添付書類を添付し、提出してください。

変更事由	変更届への添付書類 ※付表は全ての変更事由に添付	留意事項	訪問介護	訪問入浴 （予防）	訪問看護 （予防）	訪問リハ （予防）	居宅療養 （予防）
事業所・施設の名称及び所在地（開設の場所）	・運営規程	【関連して変更となる可能性がある事項】 ・運営規程 ・事業所の平面図等	○	○	○	○	○
申請者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	・誓約書 ・代表者及び管理者名簿	代表者の姓、住所または職名の変更のみの場合は、誓約書は不要。 ※令和8年8月1日から登記事項証明書は添付省略可。	○	○	○	○	○
申請者（開設者）の登記事項証明書又は条例等	・条例等	指定する事業に関する部分に限る。地方自治体などの公的機関の場合、条例等を添付。 ※令和8年8月1日から登記事項証明書は添付省略可。	○	○	○	○	○
事業所の種別等	・左記の変更内容が分かるもの		－	－	○	○	○
特別養護老人ホーム又は併設事業所において行う場合にあっては、その旨	－		－	－	－	－	－
事業所の平面図	・平面図（１の参考様式２／２の参考様式３） ・変更後の写真	変更届出の前に事前相談を行うこと	○	－	○	○	○
事業所の平面図並びに設備及び備品の概要	・平面図並びに設備及び備品の概要（１の参考様式２、３） ・変更後の写真	変更届出の前に事前相談を行うこと	－	○	－	－	－
利用者・入所者等の推定（予定）数	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・（必要に応じて）資格証の写し		○	○	○	○	○
事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・誓約書 ・代表者及び管理者名簿	・管理者が「常勤」であること ・管理者が兼務する職種がある場合は、「管理者が当該事業所で兼務する他の職種、管理者が兼務する同一敷地内の他の事業所又は施設の名称及び兼務する職種・勤務時間等」を変更届出書に明記すること。 （管理者の勤務状況がわかる資料（従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表等）の添付でも可とする。）	○	○	－	○	○
事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所並びに免許証の写し	・訪問看護ステーション管理者の免許証の写（「病院・診療所の使用許可証等の写」を申請時に添付している場合は、不要） ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・変更後の管理者の経歴書 ・誓約書 ・代表者及び管理者名簿 ・資格証等の写し	同上	－	－	○	－	－
サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	・サービス提供責任者の経歴 ※介護福祉士登録証の写し等に代えることが可能（平成20年7月29日老振発第0729002号） ・資格証の写し（サービス提供責任者の資格要件を満たす資格証の写しのみで可） ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	サービス提供責任者の変更の場合の「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」には、サービス提供責任者の人員配置基準を確認できる情報のみの記載で可。（サービス提供責任者の勤務状況、常勤の訪問介護員等が勤務すべき時間数、前３か月の利用者数の平均値など。）	○	－	－	－	－

（参考）変更届への添付書類一覧

次の変更事由に該当する場合は、変更届出書及び付表に次の添付書類を添付し、提出してください。

変更事由	変更届への添付書類 ※付表は全ての変更事由に添付	留意事項	訪問介護	訪問入浴 （予防）	訪問看護 （予防）	訪問リハ （予防）	居宅療養 （予防）
運営規程 【変更事項が以下の①～③のいずれかの場合】 ①従業者の職種、員数及び職務の内容 ②営業日及び営業時間 ③利用定員／入居定員及び居室数	・変更後の運営規程 ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・（必要に応じて）資格証の写し	・「居宅療養管理指導」「訪問リハビリテーション」の場合は、従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表は不要	○	○	○	○	○
運営規程 【変更事項が上記の①～③以外の場合】	・変更後の運営規程						
運営規程 事業所の電話番号、FAX番号又はメールアドレス	—	・事業所の電話番号、FAX番号又はメールアドレスが変わった場合は、変更届出書の「変更があった事項」は「運営規程」を選択すること ・添付書類は不要					
協力医療機関等の名称、診療科目名、契約の内容等	・変更後の協力医療機関との契約書の写しなど、変更内容がわかるもの		—	○	—	—	—
提供する居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導の種類 【以下の指導の種類に変更があった場合】 ・医師又は歯科医師が行う指導 ・薬剤師が行う指導 ・管理栄養士が行う指導 ・歯科衛生士等が行う指導	・左記の変更内容がわかるもの		—	—	—	—	○

(参考) 変更届への添付書類一覧

次の変更事由に該当する場合は、変更届出書及び付表に次の添付書類を添付し、提出してください。

変更事由	変更届への添付書類 ※付表は全ての変更事由に添付	留意事項	通所介護	通所リハ (予防)	短期生活 (予防)	短期療養 (予防)	特定施設 (予防)	用具貸与 (予防)	用具販売 (予防)
事業所・施設の名称及び所在地（開設の場所）	・運営規程	【関連して変更となる可能性がある事項】 ・運営規程 ・事業所の平面図等	○	○	○	○	○	○	○
申請者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	・誓約書 ・代表者及び管理者名簿	代表者の姓、住所または職名の変更のみの場合は、誓約書は不要。 ※令和8年8月1日から登記事項証明書は添付省略可。	○	○	○	○	○	○	○
申請者（開設者）の登記事項証明書又は条例等	・条例等	指定する事業に関する部分に限る。地方自治体などの公的機関の場合、条例等を添付。 ※令和8年8月1日から登記事項証明書は添付省略可。	○	○	○	○	○	○	○
事業所の種別等	－		－	○	－	○	－	－	－
特別養護老人ホーム又は併設事業所において行う場合にあっては、その旨	・変更内容がわかるもの		－	－	○	－	－	－	－
事業所の平面図及び設備の概要	・平面図及び設備の概要（1の参考様式2、3／2の参考様式3、4） ・（建築確認申請をとった場合）建築確認申請書、検査済証及び消防関係書類の写し ・変更後の写真	変更届出の前に事前相談を行うこと	○	○	－	－	－	○	○
建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要	・建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要（参考様式2、3／2の参考様式3、4） ・（建築確認申請をとった場合）建築確認申請書、検査済証及び消防関係書類の写し ・変更後の写真	変更届出の前に事前相談を行うこと	－	－	○	○	○	－	－
利用者・入所者等の推定（予定）数	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・（必要に応じて）資格証の写し		－	－	－	－	－	○	○
入所者等の定員、利用者（入院患者）の推定数	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・（必要に応じて）資格証の写し	・定員を変更（増加）する場合は、事前相談を行うこと。 【関連して変更となる可能性がある事項】 ・入所者等の定員の場合は、運営規程	○	○	○	○	－注1	－	－

（参考）変更届への添付書類一覧

次の変更事由に該当する場合は、変更届出書及び付表に次の添付書類を添付し、提出してください。

変更事由	変更届への添付書類 ※付表は全ての変更事由に添付	留意事項	通所介護	通所リハ （予防）	短期生活 （予防）	短期療養 （予防）	特定施設 （予防）	用具貸与 （予防）	用具販売 （予防）
事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・誓約書 ・代表者及び管理者名簿	・管理者が「常勤」であること ・管理者が兼務する職種がある場合は、「管理者が当該事業所で兼務する他の職種、管理者が兼務する同一敷地内の他の事業所又は施設の名称及び兼務する職種・勤務時間等」を変更届出書に明記すること。 （管理者の勤務状況がわかる資料（従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表等）の添付でも可とする。）	○	○	○	○	○	○	○
事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所並びに免許証の写し	・訪問看護ステーション管理者の免許証の写（「病院・診療所の使用許可証等の写」を申請時に添付している場合は、不要） ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・変更後の管理者の経歴書 ・誓約書 ・代表者及び管理者名簿 ・資格証等の写し	同上	－	－	－	－	－	－	－
法第八条第十二項に規定する福祉用具の保管及び消毒の方法(指定居宅サービス等基準第二百三条第三項前段の規定により保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該他の事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該委託等に関する契約の内容)	・保管・消毒マニュアル等の写し ・委託の場合、契約書等の写し など、変更内容がわかるもの		－	－	－	－	－	○	－
運営規程 【変更事項が以下の①～③のいずれかの場合】 ①従業者の職種、員数及び職務の内容 ②営業日及び営業時間 ③利用定員／入居定員及び居室数	・変更後の運営規程 ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・（必要に応じて）資格証の写し	・「居宅療養管理指導」「訪問リハビリテーション」の場合は、従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表は不要	○	○	○	○	○	○	○
運営規程 【変更事項が上記の①～③以外の場合】	・変更後の運営規程								
運営規程 事業所の電話番号、FAX番号又はメールアドレス	－	・事業所の電話番号、FAX番号又はメールアドレスが変わった場合は、変更届出書の「変更があった事項」は「運営規程」を選択すること ・添付書類は不要							
協力医療機関等の名称、診療科目名、契約の内容等	・変更後の協力医療機関との契約書の写しなど、変更内容がわかるもの		－	－	○	－	○	－	－
介護支援専門員の氏名及びその登録番号	・介護支援専門員一覧（参考様式7） ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・介護支援専門員証の写し	「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」は、介護支援専門員の人員配置基準を確認できる情報のみの記載で可。	－	－	－	－	○	－	－

注1：定員を増加させる場合は、「特定施設入居者生活介護定員増加申請書」により行う。

（参考）変更届（または開設許可事項の変更）への添付書類一覧

次の変更事由等に該当する場合は、変更届出書及び付表に次の添付書類を添付し、提出してください。

変更事由	変更届への添付書類 ※付表は全ての変更事由に添付	留意事項	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護 医療院
事業所・施設の名称及び所在地（開設の場所）	・ 運営規程	【関連して変更となる可能性がある事項】 ・ 運営規程 ・ 事業所の平面図等	○	○	○
申請者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	・ 誓約書 ・ 代表者及び管理者名簿	代表者の姓、住所または職名の変更のみの場合は、誓約書は不要 ※令和8年8月1日から登記事項証明書は添付省略可。	○	○	○
申請者（開設者）の登記事項証明書又は条例等	・ 条例等	指定する事業に関する部分に限る。 地方自治体などの公的機関の場合は条例等を添付。 ※令和8年8月1日から登記事項証明書は添付省略可。	○	○	○
事業所の種別等	—		—	—	—
敷地の面積及び平面図並びに敷地周囲の見取図	・ 左記の変更内容がわかるもの		—	○	○
併設する施設がある場合にあっては、当該併設する施設の概要	・ 左記の変更内容がわかるもの		○	○	○
建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要	・ 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要（参考様式2、3／2の参考様式3、4） ・ 変更後の写真		○	○注2	○注2
施設の共用の有無及び共用の場合の利用計画	・ 左記の変更内容がわかるもの		—	○注2	○注2
入所定員	・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・ （必要に応じて）資格証の写し	・ 定員を変更（増加）する場合は、事前相談を行うこと。 【関連して変更となる可能性がある事項】 ・ 入所定員の場合は、運営規程	○	○	○
施設の管理者の氏名、生年月日及び住所	・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・ 変更後の管理者の経歴書 ・ 誓約書 ・ 代表者及び管理者名簿 ・ 資格証等の写し	・ 管理者が「常勤」であること ・ 管理者が兼務する職種がある場合は、「管理者が当該事業所で兼務する他の職種、管理者が兼務する同一敷地内の他の事業所又は施設の名称及び兼務する職種・勤務時間等」を変更届出書に明記すること。 （管理者の勤務状況がわかる資料（従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表等）の添付でも可とする。）	○	○注3	○注3

（参考）変更届（または開設許可事項の変更）への添付書類一覧

次の変更事由等に該当する場合は、変更届出書及び付表に次の添付書類を添付し、提出してください。

変更事由	変更届への添付書類 ※付表は全ての変更事由に添付	留意事項	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護 医療院
運営規程 【変更事項が以下の①または②のいずれかの場合】 ①従業者の職種、員数及び職務の内容 ②入所定員／入院患者の定員	・ 変更後の運営規程 ・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・ （必要に応じて）資格証の写し		○	○	○
運営規程 【変更事項が上記の①・②以外の場合】	・ 変更後の運営規程				
運営規程 事業所の電話番号、FAX番号又はメールアドレス	－	・ 事業所の電話番号、FAX番号又はメールアドレスが変わった場合は、変更届出書の「変更があった事項」は「運営規程」を選択すること ・ 添付書類は不要			
協力医療機関等の名称、診療科目名、契約の内容等	・ 変更後の協力医療機関との契約書の写しなど、変更内容がわかるもの		○	○注2	○注2
介護支援専門員の氏名及びその登録番号	・ 介護支援専門員一覧（参考様式7） ・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・ 介護支援専門員証の写し	「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」は、介護支援専門員の人員配置基準を確認できる情報のみの記載で可。	○	○	○
広告事項		介護保険法第98条第1項第1号～第3号、又は第223条第1項第1号～第3号で定める事項以外を広告しようとする場合		注4	注4

注2：次の事項の変更の場合は、変更許可申請が必要となる

- ・ 敷地の面積及び平面図
- ・ 建物の構造概要及び平面図（角質の用途を明示するものとする。）並びに施設及び構造設備の概要
- ・ 施設の供用の有無及び共用の場合の利用計画
- ・ 運営規程（従業者の職種、員数及び職務内容並びに入所定員に係る部分に限る。ただし、入所定員又は療養室の定員を減少させようとするときは、許可を受ける必要ない。）
- ・ 協力病院（変更の場合に限る。）

注3：管理者の変更をする際には、事前に管理者承認申請が必要。

注4：介護保険法で定める事項以外を広告しようとする場合は、広告事項許可申請が必要。